

開催年月日 平成30年7月5日（木）
 質問者 日本共産党 佐野 弘美 委員
 答弁者 保健福祉部長 佐藤 敏
 施設運営指導課長 篁 俊彦
 障がい者保健福祉課長 東 秀明

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 就労継続支援A型事業所について 就労継続支援A型作業所について伺います。一般の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、雇用契約による就労の機会を提供する最低賃金を支払うA型事業所ですが、全国で休止・廃業が相次ぎ、問題となった件で、昨年の本委員会で質問しましたが、今年度になって昨年度の障がい者の解雇が急増したA型事業所の廃業が影響したとみられるとの報道がありまして、重大と考えますことから以下伺います。</p> <p>(一) 就労継続支援A型事業所件数と廃止件数について まず、A型事業所の件数と廃止件数についてですが、2017年度の事業所数と法人別内訳、2016年度事業所数との比較、また、2017年度の廃止件数と廃止の主な理由を伺います。</p> <p>(二) 廃業の際の届出について 1年間で13か所が廃止、うち5か所が経営不振と、そこで働く人が職を失うことになるわけですから大変なことだと思います。事業所の廃業で利用者が路頭に迷うことがあってはなりません。廃業に伴って影響を受けた利用者は何人で、道はどのように対応し、その後の就労先は確保されたのでしょうか。</p> <p>(三) 規制緩和と自立支援給付費の厳格化について 就労を希望した115名について、全員が新たな就労先が確保されたのは良かったのですが、就労を希望しない25名の中には廃止がショックだったり、新たな就労先を探す自信がないなど、影響が少なからずあったと思われますので、細やかな相談支援を継続されたいと思います。 国会でわが党の議員が指摘したのですが、200</p>	<p>【施設運営指導課長】 事業所数などについてでございますが、平成29年度末現在の全道の事業所数は250か所、その内訳は、株式会社などの営利法人が149か所、NPO法人などの非営利法人が40か所、社会福祉法人が39か所、社団・財団などの民法法人が21か所、地方公共団体が1か所となっております。また、平成28年度末事業所数247か所と比較いたしますと、廃止が24か所、新規が27か所の合計で3か所の増となっております。廃止事業所24か所のうち、政令市・中核市を除いた道が所管しております13か所についての廃止の主な理由は、経営不振が5か所、利用者の減が2か所などとなっております。</p> <p>【施設運営指導課長】 廃止した事業所の利用者についてでございますが、指定障害福祉サービス事業所を休廃止する際には、現に指定障害福祉サービスを利用している方々の氏名及び希望するサービスのほか、休廃止後の異動先などを記載したリストや面談記録など、事業者として責任有る対応をとったことが確認できる資料を廃止届に添付することとされておりまして、道では、廃止を届出た事業所の全てについて、その対応を確認した上で、廃止届を受理しております。平成29年度に廃止いたしました13事業所につきましては、利用者は全部で140名いらっしゃいました。そのうち、就労を希望していらっしゃいました115名の方全員について、新たな就労先が確保されたことを確認しております。</p> <p>【施設運営指導課長】 運営する法人数についてでございますが、5年前の平成24年度と比較いたしますと、事業所全体では24年度が138か所であったの対しまして、平成29年度は250か所と、112か所増加しておりまして、そのうち、営利法人が運営する事業所は57か所から149か所と、92か所増加しております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>6年の自立支援法で、非営利法人しか運営できなかった社会福祉事業に、営利法人も参入できるように規制を緩和したことで、営利法人が多数参入し、問題のある事業所の増加という問題につながったと考えます。道所管分について、法人全体と営利法人の増加数について、記録のある5年前、2012年度との比較でお答え下さい。</p> <p>（四）経営状況の把握とこれまでの支援について 5年間で112か所増加したうち、92か所が営利法人の増加と営利法人がほとんどです。その結果、悪質とみられる事業所が増えて給付費の運用が厳格になった。結果として廃止せざるを得ない事業所が増えた。規制緩和によって利用者に不利益が及んでいるのは重大だと考えます。A型事業所は、最低賃金を支払えるだけの利益を確保するのは大変で、そのために、事業所を閉鎖せざるを得なかったという声を福祉法人の方からお聞きしました。障がいがあっても働いて自立を目指す人の雇用を確保しようと頑張っている法人の経営が、国の方針の変更によって立ちゆかなくなる、障がい者の雇用の場なくなる、ということがあっては困ります。道はこれまで、法人の経営をどう把握し、支援してきたのでしょうか。</p> <p>（五）経営への支援について 実地指導や経営支援についてのご支援も行ってきたということです。それでも道所管のA型事業所108事業所のうち、赤字だとして経営改善計画を求められた事業所は7割近くと承知しています。障がい者を雇用することは、体調などによる病欠が多い、労働時間、日数も制限されるなど、困難が伴いますし、販路の拡大や品質向上など他の業者との競争にも勝ち残っていかねばならない。そういった中で最低賃金分を稼がなければならぬと、本当に大変です。だからこそその制度であり、障害者の自立就労に向けてなくてはならないものです。不正には厳正に対処する一方で、雇用を支える事業所を応援する役割を、行政は求められます。倉敷市では中小企業診断士の資格を持つ職員がA型事業所の経営分析や助言をしていると承知しています。A型事業所の収益性を向上させるため道はどう取り組むのか伺います。</p> <p>（六）今後の取り組みについて 経営相談や販路拡大に向けての取組を、答えられました。個別に支援していくのは容易ではないと理解しますが、ぜひ、今後とも引き続き支援を強めていっていただきたいと思えます。国の方針変更で給付費の運用方法が厳格になり、さらに、今年度から、平均労働時間に応じた報酬改定が実施されたなど、がんばって障害の重い人の雇用の確保に取り組んでいる法人ほど、減収することになりかねず、障害の重い人、困難な人ほど雇用の場から排除され、本来の目的から遠ざかってしまうのではないかと危</p>	<p>【施設運営指導課長】 経営状況の把握などについてでございますが、就労継続支援A型事業所は、職業支援員など専門知識をもった職員のもとで、障がいのある方々の意向やその能力などに応じた就労機会を提供いたしまして、自立した日常生活を送れるよう適切に支援することが重要と考えております。このため、道ではA型事業所に対しまして、3年に1回以上の実地指導を行うこととしておりまして、利用者に支払っている賃金や事業収入等を確認し、就労意欲や技能の向上に結びつかない作業や収益の上まらない仕事しか提供していなかったり、利用者の労働時間を不当に短くしている事例など、不適切なサービス提供を行っている事業所に対しましては、口頭や文書による改善指導を行うとともに、経営コンサルタントによる個別経営相談などの経営支援制度の活用についても助言を行ってきたところであります。</p> <p>【障がい者保健福祉課長】 経営に関する支援についてでございますが、道では、障がいのある方の就労支援を推進するため、「第5期障がい福祉計画」を本年4月に策定し、障がい者条例に基づきます指定法人によります経営コンサルタントによる個別経営相談や企業等から事業所への発注をスムーズにつなぐ共同受注システムの運営など、消費者ニーズに応える魅力ある製品づくりや受注機会の拡大に取り組んでいるところでございます。道といたしましては、引き続き、こうした取組みに加えまして、札幌市内の大規模小売店舗において定例的な販売会を開催するほか、市町村に対し、特定随意契約制度の活用によります授産製品等を優先的に発注する取組みなど促すなどいたしまして、就労継続支援事業所を支援してまいりたいと考えております。</p> <p>【保健福祉部長】 今後の取組についてでございますが、道では、就労継続支援A型事業所が質の高いサービスを提供し、障がいのある方々が地域でいきいきと働くことが出来る環境を整備することが重要であると考えておりまして、基準を満たすことができていない事業所に対しては、経営改善計画書の提出を求めまして、改善指導を行っているところでございます。また、今年度から就労時間に応じた報酬体系が導入されましたほか、新たに販路の拡大や商品開発等のための人員配置に対する加算などが創設されまし</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>惧をします。給付費の厳格な運用のための監査体制は強めるとともに、障がい者の雇用確保のための支援は手厚くできる体制が必要です。道は取り組みを強めるとともに、国に支援を求めるべきと考えますが、どう取り組むお考えか、伺います。</p> <p>私は、昔、20年も前ではありますが、障がい者の子に持つ親の会の皆様から話を伺ったことがあります。共通して語られたのは、我が子より先に死ねないという切実な声でした。就労継続支援事業は、こうした親達にとっての希望です。そして何より障がい者本人にとって、社会参加して、自立して生きていくために必要です。答弁にあった制度の活用などで、経営改善に向かう事業所は良いのですが、先ほどの、我が党議員の質問で紹介した、障がい者団体「きょうされん」による調査では、改定によって事業所収入が、大きく減収になることということが判明したとのことでありますので、様々な努力があっても状況は依然として厳しく、今後、ますます大変厳しくなっていくと懸念されます。実地指導等と通じて把握した事業所の実態や利用者の声などを国に伝えるなどして、雇用が確保されるよう取り組むというお考えを示されました。ぜひ、しっかり取り組んで、障がい者が路頭に迷うことのないよう、頑張ってくださいたいことを申し上げて、質問を終わります。</p>	<p>たことから、こうした制度の活用など、経営の健全化に向けた助言を行いますとともに、実地指導等を通じて把握いたしました事業所の実態や利用者の方々の声などを国に伝えるなどいたしまして、就労継続支援A型事業所が適切に運営をされ、また、障がい者の雇用が確保されるよう取り組む考えでございます。</p>